

参考資料（通知集等）

本項目では電線共同溝整備事業に係る国及び県による関係通知を示す。本項目に記載する通知の他、協定書等についてはポータルサイトを参照すること。

- ・分野別ポータルより「無電柱化 マニュアル・通知集」

[URL:http://bunya/docs/2018022200146/](http://bunya/docs/2018022200146/)

電線類地中化事業に関する通知等

No	件名	通知日	発番	発信者	ページ	備考
1	「道路工事施行承認及び道路占用許可等に関する事務処理要領」の一部改正について(通知)	R1.7.9	道環第167号	県土整備部長	1	
2	共同溝の整備等に関する特別措置法施行令付録に規定する年利率の改正に伴う関係通達の一部改正について(通知)	H29.8.10	道環第235号	道路環境課長	3	
3	電線共同溝の整備の適切な実施について	H29.7.31	国道利第9号 国道保第5号 国道環安第41号	国土交通省道路局 路政課長 国道・防災課長 環境安全課長	13	
4	電線共同溝整備に係る建設負担金の標準単価について(通知)	H29.7.21	道環第208号	道路環境課長	21	
5	無電柱化事業の新規事業着手箇所取り扱いについて(依頼)	H29.4.7	道環第38号	道路環境課長	26	
6	電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等に係る取り扱いについて	H28.2.22	国道利第18号 国道保第27号 国道交安第64号	国土交通省道路局 路政課長ほか	31	
7	「道路法第37条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限に係る取り扱いについて」の運用と解説について	H27.12.25	事務連絡	国土交通省道路局 路政課道路利用調整室課長補佐ほか	44	
8	無電柱化の効果の早期発現について(周知)	H27.9.15	道環第256号	道路環境課長	51	

電線類地中化事業に関する通知等

No	件名	通知日	発番	発信者	ページ	備考
9	電線共同溝に関する会計検査院の实地検査の結果を踏まえた対応について	H27.4.30	事務連絡	国土交通省関東地方整備局道路部地域道路課長	56	
10	電線共同溝整備完了箇所における無電柱化の推進について(通知)	H26.11.13	道環第400号	道路環境課長	63	
11	同時整備に係る建設負担金について	H23.11.1	事務連絡	国土交通省関東地方整備局道路部路政課長ほか	64	
12	「無電柱化に係る費用負担・道路占の取り扱い等」の適用について(通知)	H22.9.21	道環第306-1号	道路環境課長	75	
13	同時整備の対象事業について	H22.9.7	事務連絡	環境安全課 道路交通安全対策室企画専門官ほか	80	
14	「無電柱化に係る費用負担、道路占用の取り扱い等について」、「無電柱化に係るガイドラインについて」及び「軒下・裏配線方式及び同時整備について」の送付について(通知)	H22.3.24	道環第575号	道路環境課長	82	
15	電線共同溝整備に係る建設負担金について	H16.4.14	事務連絡	国土交通省道路局地方道・環境課課長補佐	98	
16	電線共同溝整備に伴う既設電線類の移設補償について(通知)	H15.5.21	道環第168号	県土整備部長	100	

電線類地中化事業に関する通知等

No	件名	通知日	発番	発信者	ページ	備考
17	「電線共同溝整備に伴う既設電線類の移設補償について」の取り扱い及び様式類について(通知)	H15.5.21	道環第169号	道路環境課長	102	
18	新電線類地中化計画における電線共同溝に係る費用負担、道路占用の取り扱いについて(通知)	H13.8.17	道環第314号	県土整備部長	104	
19	「電線共同溝の整備に伴う占用物件の移設に係る費用の負担について」の一部改正について(通知)	H13.8.17	道環第315号	県土整備部長	110	
20	電線共同溝建設に伴う既設電線類の移設補償の当面の取り扱いについて(通知)	H11.10.1	道環567号	土木部長	115	
21	電線共同溝の整備に伴う占用物件の移設に係る費用の補償について(通知)	H11.1.18	道管第741号	土木部長	127	
22	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成7年政令第256号)及び電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則(平成7年建設省令第17号)の施行に当たるとる通達等について(送付)	H7.8.28	道管第389号	道路管理課長	139	

道環第167-2号
令和元年7月9日

各県土整備事務所長 様

道路環境課長

「道路工事施行承認及び道路占用許可等に関する事務処理要領」の
一部改正について（通知）

標記については、令和元年7月9日付け通達道環第167-1号により県土整備部長から通達されたところですが、下記について留意の上、運用に当たってください。

記

1 改正の目的

埼玉県無電柱化推進計画の一環として、歩車道境界から歩道側1.5mまでの部分（以下「除外部分」という。）の占用を制限することで、電線共同溝及び電線の埋設空間を確保することを目的とする。

2 対象箇所

埼玉県が緊急輸送道路（緊急輸送道路に指定する予定の道路を含む。以下同じ。）を対象とする。

緊急輸送道路の対象道路については、道路環境課防災担当に確認してください。

3 緊急輸送道路における埋設の場所

道路の様態によって、管路を埋設する場所の優先度が異なるので、以下の点に注意してください。

(1) 歩車道の区別のある道路の場合

ア 原則

①除外部分を除く歩道の部分

↓

②車道の歩道寄り（①への埋設が困難な場合）

↓

③除外部分の路端寄り（①及び②への埋設が困難な場合）

イ 例外（歩道の幅が1.5 m以下又は除外部分を除く歩道の部分が狭く埋設が困難な場合）

①歩道の路端寄り

↓

②車道の歩道寄り（歩道への埋設が困難な場合）

（2）歩車道の区別のない道路の場合

車道の路端寄り

4 埋設の深さ

除外部分に埋設する管路及び歩道を横断する管路の埋設の深さについては、特別に基準を定めない。

担当 総務・管理担当 田口

電話 048-830-5101

道環第235-1号
平成29年8月10日

道路街路課長
市街地整備課長
各県土整備事務所長

様

道路環境課長

共同溝の整備等に関する特別措置法施行令付録に規定する年利率の改正に伴う関係通達の一部改正について（通知）

このことについて、国土交通省より送付がありましたので通知いたします。

道路環境課 防災担当 永田、日比谷
電話 048-830-5107
mail:a5090-08@pref.saitama.lg.jp

道環第235-2号
平成29年8月10日

各市町村 道路事業担当課長 様

道路環境課長
(公印省略)

共同溝の整備等に関する特別措置法施行令付録に規定する年利率の改正に伴う関係通達の一部改正について（通知）

このことについて、国土交通省より送付がありましたので通知いたします。

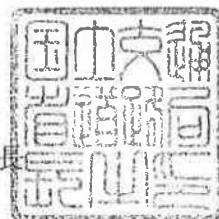
道路環境課 防災担当 永田、日比谷
電話 048-830-5107
mail:a5090-08@pref.saitama.lg.jp



国道利第5号
平成29年8月1日

埼玉県知事 殿

国土交通省 道路局長



共同溝の整備等に関する特別措置法施行令附録に規定する年利率の改正に伴う
関係通達の一部改正について

標記については、別紙のとおり各地方整備局長等あて通知しましたので、参考までに
送付します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内道路管理者（指定市を除く）あてこの旨通
知願います。

国 道 利 第 4 号
平 成 2 9 年 8 月 1 日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土交通省 道路局長

共同溝の整備等に関する特別措置法施行令附録に規定する年利率の改正に伴う
関係通達の一部改正について

共同溝の整備等に関する特別措置法施行令附録に規定する年利率（昭和38年建設省告示第2573号）が一部が改正されたことに伴い、「共同溝の整備等に関する特別措置法及び同法の附属法令の施行について」（昭和38年12月17日付け道発第546号建設省道路局長通達）の一部を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、本改正は平成29年8月1日から施行することとする。

記

- 1 記6(1)本文中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「6分5厘」を「4分」に改める。

○共同溝の整備等に関する特別措置法及び同法の附属法令の施行について（平成38年12月17日道発第546号建設省道路局長通達）

改正後	現行
<p>共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号。以下「法」という。）は昭和38年4月1日、共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（昭和38年政令第343号。以下「令」という。）及び共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則（昭和38年建設省令第22号。以下「規則」という。）は昭和38年10月4日、それぞれ制定公布施行されたので、下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期せられるとともに、すみやかに関係事項を貴管下水道路管理者にも周知徹底方お取り計らい願いたい。</p> <p>記</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 建設費の負担について</p> <p>(1) 占用予定者の負担金の額の算出(令第2条)に当っては、次の諸点に留意されたいこと。なお、令附録に規定する国土交通大臣の定める年利率は、<u>4分</u>であること（昭和38年建設省告示第2,573号）。</p> <p>(4)～(2)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7～9（略）</p>	<p>共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号。以下「法」という。）は昭和38年4月1日、共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（昭和38年政令第343号。以下「令」という。）及び共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則（昭和38年建設省令第22号。以下「規則」という。）は昭和38年10月4日、それぞれ制定公布施行されたので、下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期せられるとともに、すみやかに関係事項を貴管下水道路管理者にも周知徹底方お取り計らい願いたい。</p> <p>記</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 建設費の負担について</p> <p>(1) 占用予定者の負担金の額の算出(令第2条)に当っては、次の諸点に留意されたいこと。なお、令附録に規定する建設大臣の定める年利率は、<u>6分5厘</u>であること（昭和38年建設省告示第2,573号）。</p> <p>(4)～(2)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7～9（略）</p>

（下線部分が改正部分）

○共同溝の整備等に関する特別措置法及び同法の附属法令の施行について（昭和38年12月17日道発第546号建設省道路局長通達）

最終修正：平成29年8月1日国道利第4号

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号。以下「法」という。）は昭和38年4月1日、共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（昭和38年政令第343号。以下「令」という。）及び共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則（昭和38年建設省令第22号。以下「規則」という。）は昭和38年10月4日、それぞれ制定公布施行されたので、下記事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期せられるとともに、すみやかに関係事項を貴管下道路管理者にも周知徹底方お取り計らい願いたい。

記

1 共同溝の建設について

道路管理者は、共同溝の建設を希望する旨の公益事業者の申出（法第5条第2項）をまっして、共同溝の建設を行うか否かを決定することになるのであるが、その際次の諸点に留意されたい。

- (1) 「当該共同溝に敷設すべき公益物件の敷設計画書」（法第5条第3項）には、当該公益物件の種類、構造、敷設計画年次のほか、当該共同溝に收容する場合に必要な共同溝内のスペース及びその必要性等をも明記させること。
- (2) 法第5条第3項の規定による建設省令で定める書面は、規則第1条に規定されているのであるが、同条の書面には、共同溝整備道路の車道の地下に既に設置されている工作物、物件又は施設等が共同溝を建設する場合に支障となるか否かその状態を明記させること。
- (3) 「申出が相当である」（法第5条第4項）とは、当該申出をした公益事業者が2以上あり、かつ、その申出に係る公益物件の数量及び敷設計画並びにその申出に係る公益物件を收容するために必要な共同溝の規模、構造等を総合的に勘案して共同溝を建設することが道路管理上相当と判断される場合をいうものであること。

2 共同溝整備計画について

共同溝整備計画において定められる「その負担に関する事項」（法第6条第2項第5号）には、占用予定者ごとの負担金の額をも明示することとされたい。

3 共同溝管理規程について

共同溝管理規程を定めるに当っては、次の諸点に留意し、特に不慮の災害を招かないよう配慮されたい（法第11条、規則第2条）。

- (1) 「共同溝の構造の保全に関する事項」（規則第2条第1号）には、共同溝に出入する場合又は資材等を搬出入する場合の注意事項、共同溝内で作業等をする場合の当該共同溝及び他の公益物件に対する注意事項等を規定すること。
- (2) 「公益物件の管理に関する事項」（規則第2条第2号）を定めるに当っては、電気工作物規程（昭和29年通産省令第13号）その他の法令の規定に十分留意すること。

- (3) 「共同溝の管理費用の負担金に関する事項」(規則第2条第3号)には、管理費用の負担割合、負担金の徴収方法、負担金の納付の時期等を規定すること。
- (4) 「その他共同溝の管理に関し必要な事項」(規則第2条第4号)には、共同溝の改築を行なう場合に関係共同溝占有者の意見をきくこと、その他(1)の場合における道路管理者に対する届出、報告の手續等を規定すること。

4 占用の申請について

- (1) 「公益物件の敷設計画書」(法第12条第1項)については、1(1)に準じて取り扱うこと。
- (2) 「推定投資額の算出に必要な資料」(規則第3条第1号)は、道路管理者が最終的に推定投資額を算出するについての参考に供するため、各申請者による推定投資額の試算書も含むこと。
- (3) 「当該共同溝に敷設すべき公益物件に接続する公益物件を収容するための施設」(規則第3条第2号)とは、分岐洞道等をいうものであること。

なお、この分岐洞道等は共同溝の構造とも関係があるので、共同溝の建設と同時に設置することが望ましいこと。更に、この分岐洞道等の施設は、法第4条第2号によって建設大臣が指定したもの(昭和38年建設省告示第3074号)に該当するものでなければならないものであり、またこれらの施設は道路法上の占用物件として取り扱われるものであることに注意すること。

5 公益物件の構造及び敷設の方法について

- (1) 共同溝に敷設する公益物件の構造(法第18条、令第1条第1項)については、電気工作物規程(通産省令第13号)、ガス事業法施行規則(昭和29年通産省令第39号)等他の法令に具体的基準のあるものについては、それらの基準によることはもちろんであるが、それらの基準と異なるものとする場合において必要と認めるときは、関係行政機関と連絡を密にし、その意見をきくようにされたいこと。
- (2) 敷設の方法(法第18条、令第1条第2項)については、(1)に準じて取り扱われたいこと。

6 建設費の負担について

- (1) 占用予定者の負担金の額の算出(令第2条)に当っては、次の諸点に留意されたいこと。

なお、令附録に規定する国土交通大臣の定める年利率は、4分であること(昭和38年建設省告示第2,573号)。

- (イ) 物価又は工事費等は時価によるものとし、将来の上昇は考慮しないことにすること。
- (ロ) 工事費の算定に当っては、昼間工事と夜間工事の別、他の工事との同時施工の有無、掘さくの方法及び範囲等の実情を勘案して適正なものとする。
- (ハ) 「節減される費用」(令第2条第1号)には、道路の掘さく及び埋戻しに要する費用、道路の占用料のほか管路費等が含まれるものであること。
- (ニ) 「当該公益物件を当該共同溝に敷設することによって新たに必要となる費用」(令

第2条第1号)とは、共同溝内に設ける棚、台等に要する費用をいうものであること。

- (2) 「その他の附帯設備」(令第2条第2号)とは、換気設備、通信設備、警報設備等それによって共同溝の機能を高める設備をいうものであり、共同溝の管理又は機能の保持に必要欠くべからざる排水施設及びマンホールは、本令においては共同溝本体とみなすものであること。ただし、共同溝の延長が相当長い場合で換気設備が必要欠くべからざるものであると判断されるときは、換気設備は附帯設備としてではなく、共同溝本体と観念すべきであること。

なお、附帯設備は、道路管理者も利用するものであり、その建設に要する費用の全額を公益事業者に負担させることは妥当でないこと。

7 管理費用の負担について

特定の者(共同溝占有者を除く。)の原因による共同溝の改築、修繕等に要する費用の負担は、道路法の規定(同法第22条、第58条)により、当該特定の者の負担となるものであるが、その他管理費用の負担については、次の諸点に留意されたい。

- (1) 「前項の規定によることができない場合」(令第6条第2項)とは、法第17条の規定により権利の譲渡があった場合をいうものであること。
- (2) 「同項の割合によることが著しく公平を欠くと認められる場合」(令第6条第2項)とは、一の共同溝占有者に係る推定投資額が少く(例えば、当該占有者の公益物件の大半が既設物件であるような場合)、その額の当該共同溝建設費に対する割合が当該占有者の公益物件の占有面積の割合又は利用度に比較して著しく小さい場合、当該占有者以外の者(例えば、道路管理者又は当該占有者以外の占有者)のみの事由により共同溝の改築等が行なわれるため、当該占有者に費用を負担させることが適当でない場合等をいうものであること。

8 地方公共団体の負担について

法第22条第1項の規定により地方公共団体が負担する負担金に関しては、道路法第53条第1項並びに同法施行令第21条、第23条及び第26条の規定が適用されるから注意されたい。

9 その他

- (1) 共同溝整備道路に指定された道路の区域については、法第4条によって、当該区域内の車道における掘返しの制限が課せられるので、これを明かにするため、道路管理者において当該区間を明示する図面(1/5,000以上)を備え付け、占有物件の許可事務に誤りのないよう注意すること。
- (2) 法第4条第2号に規定する公益物件を収容するための施設又はこれと同等以上の公益性を有する施設で、路面の掘返しによる道路の構造の保全上及び道路交通上の支障を生ずるおそれが少ないと認められるものは、昭和38年建設省告示第3074号で定められたところであるが、このうち第1号に掲げる施設は各公益事業者が設ける電力線、電話線等を収容する洞道等をいうものであること。

通達道環第167-1号
令和元年7月9日

各県土整備事務所長 様

県土整備部長

「道路工事施行承認及び道路占用許可等に関する事務処理要領」の
一部改正について（通達）

道路工事施行承認及び道路占用許可等に関する事務処理要領（昭和58年3月26日付け通達道維第1885号）別紙4種類別占用の基準の一部を下記のとおり改正し、令和元年7月9日から施行するので、適切に事務を処理するよう通達します。

記

第2細則（法第32条第1項第2号該当物件）20水管、下水道管又はガス管の占用（2）を次のように改める。

（2）埋設する場所については、次の各号に掲げるところによること。

ア 緊急輸送道路（緊急輸送道路に指定する予定の道路を含む。以下同じ。）に埋設する場合（ただし、電線が地中化されている区間においては、「イ 緊急輸送道路以外の道路に埋設する場合」を適用する。）

（ア）歩車道の区別のある道路の場合

歩車道境界から歩道側1.5mまでの部分（以下「除外部分」という。）を除く歩道の部分（以下「埋設部分」という。）に埋設することとし、除外部分に埋設させないこと。ただし、既設の埋設物により、埋設部分に埋設することが困難な場合は、車道の歩道寄りに埋設することとし、埋設部分及び車道への埋設が困難な場合は、除外部分の路端寄りに埋設させること。

また、歩道の幅が1.5m以下の場合又は歩道の埋設部分が狭く埋設が困難な場合は、歩道の路端寄りに埋設させること。ただし、歩道に既設の埋設物があり、埋設することが困難な場合は車道の歩道寄りに埋設させること。

なお、歩道を横断する管路については除外部分への埋設を認めること。

（イ）歩車道の区別のない道路の場合

路端（法面を除く。）寄りに埋設させること。

イ 緊急輸送道路以外の道路に埋設する場合

歩道に埋設すること。ただし、歩道に既設の埋設物があり、新たに埋設することが困難な場合又は歩車道の区別のない道路に埋設する場合には、車道の歩道寄り又は路端寄りに埋設すること。

担当 道路環境課 総務・管理担当 田口

電話 048-830-5101

国 道 利 第 9 号
国 道 保 第 5 号
国 道 環 安 第 4 1 号
平成 2 9 年 7 月 3 1 日

各都道府県 無電柱化担当部長 殿
各政令市 無電柱化担当局長 殿

道 路 局
路 政 課 長
国道・防災課長
環境安全課長

電線共同溝の整備の適切な実施について

無電柱化については、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保及び良好な景観の形成・観光振興を目的として、道路管理者、電線管理者及び地元関係者（地方公共団体、地域住民等）が協力して実施しているところです。

さて、過年度、会計検査院の实地検査において、電線共同溝が建設され電線共同溝整備道路上の電柱及び電線が全て撤去されているにもかかわらず、電線が敷設されていない管路が多数見られたことから、将来の需要に見合った管路を整備するための方策を検討するよう求められたところです。

このため、今後、電線共同溝を整備するに当たっては、各地方整備局等あてに通知しました別紙を参考に、道路管理者において適切に対応いただくとともに、電線管理者に周知願います。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令市を除く。）あてにこの旨通知願います。

国 道 利 第 8 号
国 道 保 第 4 号
国 道 環 安 第 4 0 号
平成 2 9 年 7 月 3 1 日

北海道開発局 建設部長 殿
各地方整備局 道路部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

道 路 局
路 政 課 長
国道・防災課長
環境安全課長

電線共同溝の整備の適切な実施について

無電柱化については、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保及び良好な景観の形成・観光振興を目的として、道路管理者、電線管理者及び地元関係者（地方公共団体、地域住民等）が協力して実施しているところである。

さて、過年度、会計検査院の实地検査において、電線共同溝が建設され電線共同溝整備道路上の電柱及び電線が全て撤去されているにもかかわらず、電線が敷設されていない管路が多数見られたことから、将来の需要に見合った管路を整備するための方策を検討するよう求められたところである。

このため、今後、電線共同溝を整備するに当たっては、下記の事項に十分留意するとともに、本通達の内容を電線管理者に周知されたい。

記

1 電線ごとの敷設予定期間の把握について

(1) 敷設計画書の記載

電線共同溝の占用を希望する者は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき占用許可を申請するに当たっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則（平成7年建設省令第17号。以下「規則」という。）第1条第1項第3号の規定に基づき、道路管理者に対して「電線共同溝に電線を敷設する予定期間」を記載した申請書を提出することとされており、

これを受けて、「電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占用の許可等の事務手続について」（平成8年2月20日付け建設省道政発第28号建設省道路局路政課長通達。以下「平成8年路政課長通達」という。）において、「電線共同溝に電線を敷設する予定期間」欄が設けられた敷設計画書を提出させることとしている。

これに関し、電線を敷設する予定期間の記載方法が明らかになっていなかったことから、今後は、道路管理者が電線の敷設状況を的確に把握するため、複数条の電線の敷設が予定される場合についても、当該欄に電線ごとの敷設予定期間を明記させること。

(2) 電線共同溝整備計画の記載

道路管理者は、法第5条第2項に基づき、電線共同溝整備計画を定めることができることとされている。これに関し、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行について」（平成7年8月9日付け建設省道政発第75号建設省道路局長通達）において、電線共同溝整備計画には「各占用予定者の電線の敷設計画の概要」を記載することとされているが、これについても(1)と同様、道路管理者が電線の敷設状況を的確に把握するため、複数条の電線の敷設が予定される場合についても、電線共同溝整備計画に電線ごとの敷設予定期間を明記すること。

2 将来需要に見合った管路の整備について

(1) 現況需要対応に必要な電線及び追加電線の把握並びに管路の整備

電線共同溝の占有を希望する者は、法第4条第1項の規定に基づき占有許可を申請するに当たっては、規則第1条第1項第2号の規定に基づき、道路管理者に対して「電線の数量」を記載した申請書を提出することとされており、これを受けて、平成8年路政課長通達において、「電線の数量（延長、亘長及び条数）」欄が設けられた敷設計画書を提出させることとしている。

これに関し、今後は、将来の需要に見合った管路を整備するため、当該欄には、電線共同溝の建設後直ちに敷設されることが想定される現況需要対応に必要な電線の条数に加え、敷設予定時期が明らかな追加電線の条数のみを記載させることとし、これにより把握した電線条数に限り管路を整備すること。

なお、追加電線については、敷設予定時期が確認できる書類を提出させるなどにより、電線ごとの敷設予定時期を適切に把握すること。

(2) メンテナンス等の対応のための管路の整備

電線共同溝の占有を希望する者が、現況需要対応に必要な電線及び追加

電線を敷設する管路とは別に、メンテナンス等の対応のための管路の整備を希望する場合は、敷設計画書の「電線の数量（延長、亘長及び条数）」欄にメンテナンス等の対応のため必要となるものであることを明記した上で、別途電線の条数を記載させること。ただし、メンテナンス等の対応のため必要となる電線の条数は、電線共同溝の占有を希望する者ごとに最大1条までとすること。また、道路管理者が敷設計画書の内容に基づきメンテナンス等の対応のための管路を整備するに当たっては、複数の電力事業者又は通信事業者がメンテナンス等の対応のための管路の整備を希望する場合であっても、整備する管路は電力系又は通信系のそれぞれについて1管までとすること。

なお、道路管理者がメンテナンス等の対応のための管路を整備した場合は、占有予定者から建設負担金を徴収すること。また、道路管理者が法第5条第3項に基づき占有予定者以外の者の占有のための管路を整備する場合は、地域の実情を踏まえた将来需要を厳格に判断すること。

3 電線の敷設状況の継続的な把握について

道路管理者は、電線の敷設状況を継続的に把握するため、占有者である電線管理者と連携し、「残置電柱等の撤去促進会議（仮称）」を開催して、電線の敷設状況を少なくとも年に一度確認すること。また、1で把握した電線ごとの敷設予定どおりに敷設されていない場合は、占有者である電線管理者に敷設していない理由を聴取すること。

4 その他

本通達は、平成29年8月1日から施行する。

事 務 連 絡

平成29年8月 1日

都県政令市 無電柱化推進担当課長 様

国土交通省 関東地方整備局

道路部 路政課長

道路管理課長

地域道路課長

「電線共同溝の整備の適切な実施について」の運用について

標記について、別紙のとおり、国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐、国道・防災課道路保全企画室課長補佐、環境安全課課長補佐より通知がありましたので、送付致します。

また、貴管内の市区町村に周知をお願い致します。

事務連絡
平成29年8月1日

北海道開発局建設部
建設行政課長補佐 殿
地方整備課地域事業管理官 殿
道路維持課長補佐 殿
各地方整備局道路部
路政課長 殿
地域道路課長 殿
道路管理課長 殿
内閣府沖縄総合事務局開発建設部
建設行政課長 殿
道路建設課長 殿
道路管理課長 殿

国土交通省道路局
路政課道路利用調整室 課長補佐
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐
環境安全課 課長補佐

「電線共同溝の整備の適切な実施について」の運用について

標記については、「電線共同溝の整備の適切な実施について」（平成29年7月31日付け国道利第8号、国道保第4号、国道環安第40号路政課長、国道・防災課長、環境安全課長通達）（以下「通達」という。）により通知されたところであるが、その運用について、下記の事項に留意するとともに、貴管内地方公共団体に周知されたい。

記

- 1 電線ごとの敷設予定期間の把握に係る運用について
通達記1(1)により、電線共同溝の占有を希望する者に対して、敷設計画書（「電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占有の許可等の事務手続きについて」（平成8年2月20日付け建設省道政発第28号建設省道路局路政課長通達）別紙様式1別添の敷設計画書をいう。以下同じ。）へ電線ごとの敷設予定期間を明記させるに当たっては、別添の記載例中「電線共同溝に電線を敷設する予定期間」欄を参考に記載させること。
また、通達記1(2)により、電線共同溝の整備に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する電線共同溝整備計画（以下「電線共同溝整備計画」という。）に電線ごとの敷設予定期間を明記するに当たっても、同様に記載すること。
- 2 将来需要に見合った管路の整備に係る運用について
 - (1) 通達記2(1)により、電線共同溝の占有を希望する者に対して、敷設計画書へ現況需要対応に必要な電線の条数及び敷設予定期間が明らかな追加電線の条数を記載させるに当たっては、以下の電線について、別添の記載例中「電線の数量（延長、亘長及び条数）」欄及び「電線共同溝に電線を敷設する予定期間」欄を参考に記載させること。
 - ① 現在、架空線により占有している電線

② 将来追加して敷設する計画があり、その敷設時期が明確な電線

なお、上記②については、電力及び通信の供給を受けようとする者が電線管理者に事前に申し込みを行う書類（事前協議書や議事録）等により、敷設予定時期を把握するとともに、敷設計画書に添付させること。

- (2) 各電線管理者のメンテナンス等の対応のための管路については、これまで予備管として電線共同溝技術マニュアルや電線管理者の申請に基づき確保してきたところである。

今後は、通達記2(2)により、電線共同溝の占有を希望する者がメンテナンス等の対応のための管路の整備を希望する場合に、敷設計画書にメンテナンス等の対応のため必要となる電線の条数を記載させるに当たっては、別添の記載例中「電線の数量(延長、亘長及び条数)」欄及び「電線共同溝に電線を敷設する予定期間」欄を参考に記載させること。ただし、メンテナンス等の対応となる電線の条数は、電線共同溝の占有を希望する者ごとに最大1条までとし、また、道路管理者が、メンテナンス等の対応のために整備する管路は、電力系又は通信系のそれぞれ1管までとすること。

なお、メンテナンス等の対応のための管路の建設負担金については、「電線共同溝整備に係る建設負担金の標準単価について」（平成29年7月20日付け環境安全課長補佐事務連絡）に基づく標準単価の1条当たりの建設負担金について、メンテナンス等の対応のための管路の敷設を希望する占有予定者の数に応じて按分により算出するものとする。

例) 通常整備で、○○通信、△△通信、××CATV（通信系計3事業者）の場合
⇒メンテナンス管に対する○○通信の建設負担金：686千円/条・km÷3事業者×延長

- (3) 法第5条第3項に基づく占有予定者以外の者の占有のための管路の整備については、道路管理者が電線共同溝技術マニュアル等に基づき管路を整備してきたところであるが、今後は、通達記2(2)により、電線共同溝整備計画ごとに周辺地域における開発計画等を勘案し、真に必要と認められる場合のみ整備するものとする。

- 3 敷設計画書の提出を受け電線共同溝整備計画を定めようとする場合の取扱いについて
平成29年7月31日以前に既に敷設計画書の提出を受けている場合における電線共同溝整備計画の策定については、なお従前のおりとする。ただし、この場合においても、可能な限り電線ごとの敷設予定時期を把握するよう努めることとし、電線共同溝の整備後において、電線の敷設状況を継続的に把握するよう、留意すること。

別添

敷設計画書（記載例）

路線名		一般国道〇〇号
電線共同溝を整備すべき道路として指定された区間		自：〇〇市〇区〇〇町〇〇番地 至：〇〇市〇区〇〇町〇〇番地
敷	敷設区間	自 (上り) 至 自 (下り) 至
	電線の種類	通信線 電力線
設	電線の数量（延長、亘長及び条数）	延長〇m、亘長〇m、〇条 延長〇m、亘長〇m、〇条（将来追加） 延長〇m、亘長〇m、1条（メンテナンス対應用）
	電線の構造	外形 (mm) 光ケーブル 同軸ケーブル その他
計 画	電線共同溝に電線を敷設する予定期間	高压ケーブル (〇m) 〇条 自：〇年〇月（電線共同溝完成後初年度） 至：〇年〇月（50年間） 高压ケーブル (〇m) 〇条（将来追加） 自：〇年〇月（〇年度） 至：〇年〇月（48年間） 低压ケーブル (〇m) 〇条 自：〇年〇月（電線共同溝完成後初年度） 至：〇年〇月（50年間） メンテナンス対應用 (〇m 外形〇mm) 1条 自：〇年〇月（電線共同溝完成後初年度） 至：〇年〇月（50年間）
	敷設年次計画	
	電線及び電柱の撤去完了予定時期	〇〇年〇月
既埋設物件		

- 注1 本計画書においては、将来追加して敷設することとなる電線を含めて記載すること。
 2 亘長：ハンドホール等の中心間の長さをいう。
 延長：亘長に電線の条数を乗じたものをいう。
 3 既埋設物件については添付図面として埋設位置等占用位置を明らかにした物を付すこと。